

学校感染症について

生徒が下記の学校感染症にかかった場合には、流行の拡大を防ぐため、学校保健安全法に基づき出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間は療養に努めて、登校の際には、所定の用紙（学校感染症申告書）を学校にご提出ください。出席停止期間は、出席すべき日数から差し引かれるため欠席にはなりません。

- ・ 学校感染症申告書は、信太高校ホームページから印刷または担任から受け取ってください。
- ・ 診断を受けた医療機関がわかるものをご提出ください。（領収書など）

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準について		
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）、その他法令で定めるもの	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

注）第三種の「その他の感染症」（感染性胃腸炎やマイコプラズマ肺炎など）は、学校で重大な流行が起こり、その感染拡大防止のために校長が必要と認めた場合にのみ、出席停止の扱いとなります。

